

1 諮問について

(1) 諮問事項

予防接種に関する事務（以下「予防接種事務」という。）における特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）の第三者点検（以下「第三者点検」という。）について

(2) 諮問の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）では、個人番号（マイナンバー）が記録された個人情報ファイル（※）を「特定個人情報ファイル」と定義しており、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、評価書を作成して公表しなければならない。

札幌市では、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づく予防接種（以下「通常予防接種」という。）において、予防接種システムで特定個人情報ファイルを保有し、情報提供ネットワーク（個人番号を利用し、他自治体等と情報の受渡しを行うための国が管理しているシステム）を使用している。

また、現在、予防接種法の特例として実施している新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「コロナ予防接種」という。）では、国が開発したワクチン接種記録システム（Vaccination Record System。以下「VRS」という。）でも特定個人情報ファイルを取り扱っている（評価書は、令和 3 年 10 月 27 日に本審議会で審議いただき、令和 4 年 1 月 28 日に公表済）。

この度、下記 2(2)ア及びイのとおり、予防接種事務のうち、コロナ予防接種に係る部分で特定個人情報ファイルの取扱いに重要な変更が生じたため、評価書を修正したことから、第三者点検をお願いしたい。

※ 個人情報ファイル…個人情報を含む情報の集合物で、特定の個人情報を、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものなどのこと。

2 予防接種事務の概要

(1) 予防接種事務について

ア 通常予防接種について

通常予防接種では、予防接種履歴の管理・保管等に係る業務、医療機関等での予防接種の実施及び医療機関への委託料の支払に係る業務、対象

者への接種勧奨に係る業務を行っている。また、健康被害を受けた者への給付の支給に係る業務も行っている。

→ 今回はこれらの業務に変更はない。

イ コロナ予防接種について

コロナ予防接種では、上記アに加えてVRSを用いて、①ワクチン接種対象者情報の登録業務、②接種記録の登録業務、③他市町村への接種記録の照会・提供業務、④「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書」（以下「接種証明書」という。）の交付業務を行っている。

→ 今回は③と④の業務の取扱いに変更が生じた。

(2) 取扱いの変更点について

ア VRSによる他市町村への接種記録照会の運用の変更について（変更点①）

コロナ予防接種において、市町村間での転入者に係る接種記録の照会・提供については、従前は転入者本人の同意に基づき、VRSによりマイナンバーを用いて照会・提供を行う運用とされていた。

この度、転入者に速やかに追加接種の接種券を送付するために、国が法的整理を行い、転入者本人の同意を要せず、VRSによりマイナンバーを用いて他市町村に接種記録を照会・提供することが可能とされた。

これに伴い、本人の同意を得ずにマイナンバーを用いた接種記録照会に対する接種記録の提供についても、特定個人情報の提供になる。

イ 接種証明書の電子交付（アプリ交付・コンビニ交付）について（変更点②）

コロナ予防接種において、コロナ予防接種を受けた者に係る接種証明書の交付については、従前は本人から書面による申請書を郵送で送付してもらい、郵送で交付していた。

この度、マイナンバーカードを用いて、スマートフォンの専用電子アプリ（以下「電子アプリ」という。）やコンビニエンスストア等のキオスク端末（以下「キオスク端末」という。）により、接種証明書を交付することが可能になった（電子アプリによる交付を以下「電子アプリ交付」といい、キオスク端末での交付を以下「コンビニ交付」という。）。これにより、市民は、申請書を郵送する手間と時間を省略することができ、急ぎの場合や土日祝日にも接種証明書を即日入手できるようになる。

これに伴い、市町村では電子アプリやキオスク端末での申請受付時にマイナンバーを取得することとなることから、予防接種事務においてマイナンバーの入手方法が増えることになる。

(3) 変更後の予防接種事務の流れ（コロナ予防接種に係る部分に限る。）

別紙1のとおり

3 第三者点検について

- (1) 特定個人情報ファイルの名称
予防接種情報ファイル
- (2) 特定個人情報ファイルの概要
予防接種事務を行う基となる項目を記録した電子ファイルであり、予防接種システム及びVRSで保有する。
予防接種事務において、予防接種システム及びVRSで個人番号を管理していることから、特定個人情報ファイルに該当し、特定個人情報保護評価の実施対象となる。
- (3) 特定個人情報ファイルの取扱いについて
評価書のとおり（別紙2）
- (4) 住民からの意見聴取の結果について
 - ・実施期間：令和5年2月21日～令和5年3月22日
 - ・実施結果：別紙3のとおり

4 特定個人情報の保管方法及び保護措置等

※ 下線部以外は、令和3年10月27日に本審議会で審議いただいた際と内容は変わらない。

- (1) 特定個人情報の保管方法
特定個人情報が記録された紙媒体の文書は、処理後直ちに執務室内の保管庫に収納し、施錠して保管するとともに、廃棄する場合には裁断等により判読不可能な状態にする。
特定個人情報が含まれるデータは、予防接種システムについては保健所3階のサーバ室に設置するサーバ機のハードディスクに保管する。
VRSについてはAmazon WEB Services（以下「AWS」という。）のクラウドサービスを利用しており、AWSのデータセンター内に記録・保管する。データの保管領域は区分されているため、国や他自治体が本市の個人情報にアクセスすることは原則としてできない。なお、クライアント機には特定個人情報を保有しない。
また、マイナンバーを用いた他市町村への接種記録照会については、照会先の市町村に該当者がいない場合、当該市町村にマイナンバーは保管されない。
さらに、コロナ予防接種を受けた者が接種証明書を電子アプリから取得する場合は、電子アプリ及び電子アプリ利用端末には、マイナンバー等の申請情報（マイナンバー、氏名、生年月日、旅券情報（海外用の場合のみ）をい

う。以下同じ。）は記録されない。コンビニ交付を利用する場合は、証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、マイナンバー等の申請情報も証明書情報（氏名、生年月日、ローマ字氏名※、国籍※、旅券番号※、接種記録（接種日、ワクチン種類、メーカー、製品名、製造番号）（※印は海外用の場合のみ）をいう。）も記録されない。

(2) 個人情報の保護措置等

札幌市情報セキュリティポリシーの遵守要件に基づき、個人情報の適正管理を徹底する。

ア サーバ機

(ア) 予防接種システムの場合

サーバ機を設置しているサーバ室は、必要時以外は常に施錠し、鍵は業務主管部門の所属長（保健所健康企画課長）が管理している。また、サーバ室に入室できる者をシステムの運用保守担当者等に制限することで不正な侵入を防止するとともに、入退室の記録を残す。

(イ) V R S の場合

AWSのクラウド上のサーバを利用する。AWSのデータセンターの敷地の入口ゲートは、警備員及び防犯カメラにより監視されている。サーバ室は、防犯カメラや侵入検知システムにより監視されている。

イ クライアント機

(ア) 予防接種システムの場合

職員 I C カード及びパスワードによりクライアント機へのアクセス制限を行っている。また、アクセスログを1年間保管し、職員ごとの使用履歴を管理している。

(イ) V R S の場合

接種記録の登録業務について、市内医療機関等での接種の場合はデスクトップ P C を使用し、市外医療機関等での接種の場合は国から支給されたタブレット端末を使用している。

a 市内医療機関等での接種について

市内医療機関等での接種の場合、委託業者（恵和ビジネス）が接種記録のデータを作成し、札幌市がデスクトップ P C を用いて V R S に当該データを登録している。デスクトップ P C へのアクセスは、I D 及びパスワードにより制限している。また、アクセスログを1年間保管し、I D ごとの使用履歴を管理している。

なお、恵和ビジネスは個人番号を利用しないが、「個人情報取扱事務委託等の基準」（令和5年1月6日総務局長決裁）により定められた「個人情報の取扱いに関する特記事項」の遵守を契約書で規定し、個人情報の適正な取扱いを確保する。

b 市外医療機関等での接種について

市外医療機関等での接種の場合、市外医療機関等がデジタル庁から貸与されたタブレット端末を用いて接種記録を登録している。タブレット端末は、IDとパスワードによるアクセス制限を行っており、アクセスログを1年間保管し、IDごとの使用履歴を管理している。また、VRS以外のアプリをインストールすることはできない。さらに、タブレット端末には、接種券のOCRラインの読取、登録、当日の接種記録の確認の機能しかない。

ウ セキュリティ対策実施手順の作成と周知

(ア) 予防接種システムの場合

札幌市情報セキュリティポリシーに基づき、機器利用課における端末機操作者等が遵守すべき事項を定め、特定個人情報の管理、セキュリティ対策についての具体的な手順を定める等、規程類の整備を行うとともに、担当職員に対して特定個人情報の保護や予防接種システム操作に関する研修を行う。

(イ) VRSの場合

本市職員については上記(ア)のとおりであり、タブレット端末を用いて接種記録を登録する市外医療機関等については、国の責任で特定個人情報の適切な取扱いを確保する。

エ ネットワーク

(ア) 予防接種システムの場合

札幌市内部の専用ネットワーク回線を使用して、サーバ機とクライアント機の接続を行う。クライアント機はインターネットに接続していない。また、デジタル戦略推進局情報システム部により管理・監視が行われている。

情報提供ネットワークシステムとの接続については、専用回線を用い、ネットワークの境界にファイアウォールを設置し、外部からの不正なアクセスを防ぐ。

(イ) VRSの場合

本市のクライアント機からVRSへの接続に当たっては、専用回線(LGWAN回線)を利用している。また、タブレット端末からVRSへの接続に当たっては、NTTドコモ社の暗号化された回線を利用し、VRS以外にアクセスすることはできない。

なお、上記イ(イ)の恵和ビジネスのPCはVRSに接続していない。

オ 特定個人情報ファイルに係る委託業者における保護措置

(ア) 予防接種システムの場合

予防接種システムの保守・点検業務を委託する。委託業者には、「個

個人情報取扱事務委託等の基準」により定められた「特定個人情報の取扱いに関する特記事項」（以下「特記事項」という。）の遵守を契約書で規定し、特定個人情報の適正な取扱いを確保する。

(イ) VRSの場合

国がVRSの開発・運用保守業務を株式会社ミラボに委託することに伴い、本市は予防接種情報ファイルの管理を同社に委託する。国と同社との間の契約に当たっては、特記事項と同様の内容の「ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式契約書に関する覚書」を取り交わしており、特定個人情報の適正な取扱いを確保する。

5 変更時期

市町村間での接種記録の照会・提供の運用変更については令和3年12月14日から、接種証明書の電子交付については接種証明書の電子アプリ交付が令和3年12月20日から、コンビニ交付が令和4年7月26日から開始。

なお、これらの変更の実施前に特定個人情報保護評価を実施することができなかつたため、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定により事後的に特定個人情報保護評価を実施している。

【特定個人情報保護評価に関する規則（抜粋）】

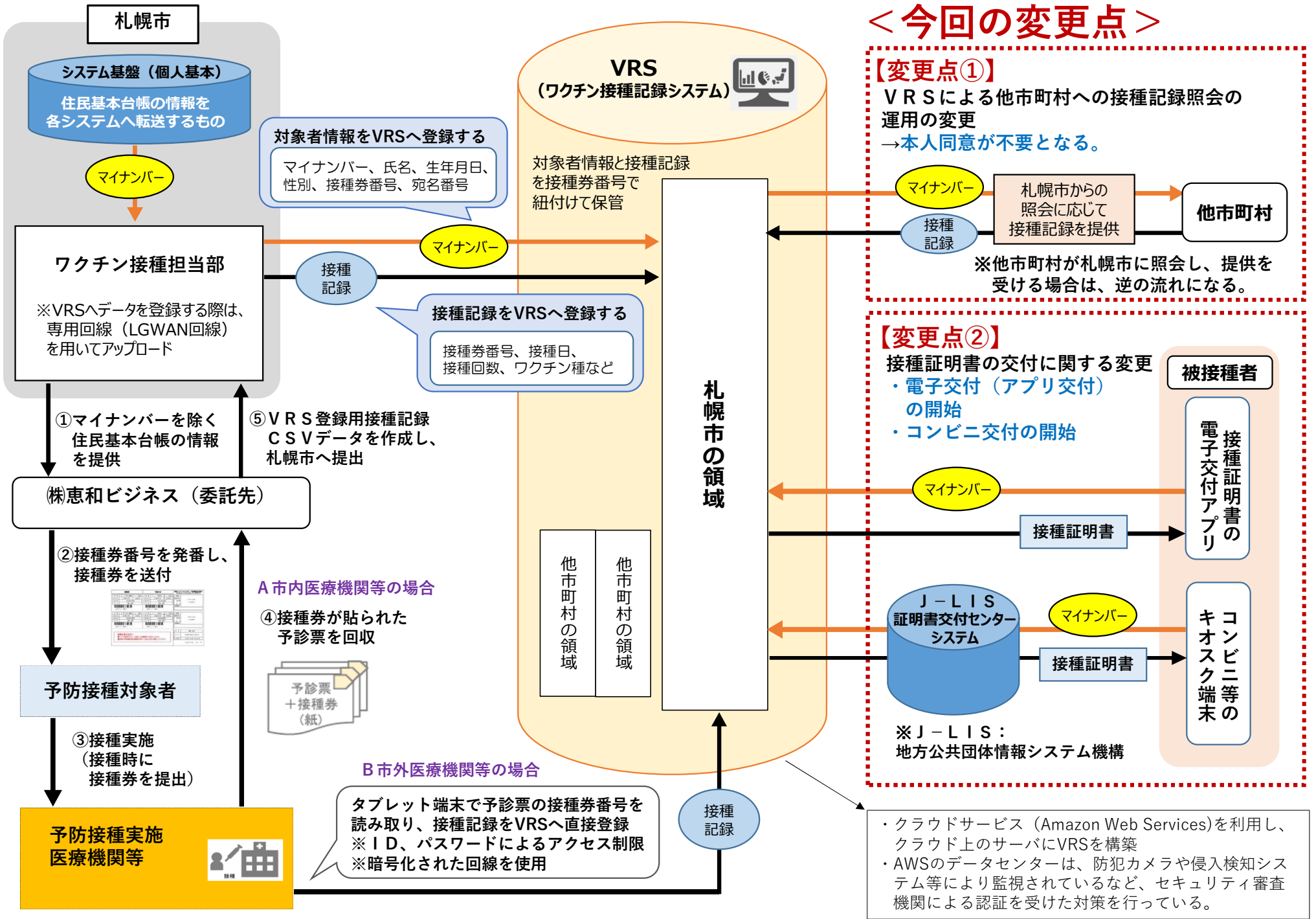
（公示の時期）

第9条 行政機関の長等は、法第28条第1項の規定による評価書の公示を行うに当たっては、指針で定めるところにより、当該評価書に係る特定個人情報ファイルが電子情報処理組織により取り扱われるものであるときは、当該特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織を構築する前に、当該評価書に係る特定個人情報ファイルが電子情報処理組織により取り扱われるものでないときは、当該特定個人情報ファイルを取り扱う事務を実施する体制その他当該事務の実施に当たり必要な事項の検討と併せて行うものとする。第5条第1項の規定による基礎項目評価書の提出、第6条第1項の規定による重点項目評価書の提出及び第7条第1項の規定による評価書の公示を行う場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により緊急に特定個人情報ファイルを保有する又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加える必要がある場合は、行政機関の長等は、当該特定個人情報ファイルを保有した後又は当該特定個人情報ファイルに重要な変更を加えた後速やかに法第28条第1項の規定による評価書の公示を行うものとする。第5条第1項の規定による基礎項目評価書の提出、第6条第1項の規定による重点項目評価書の提出及び第7条第1項の規定による評価書の公示を行う場合も、同様とする。

6 添付資料

- ・別紙1 予防接種に関する事務について
- ・別紙2 評価書
- ・別紙3 寄せられたご意見と本市の考え方



特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	予防接種に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

札幌市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容 ※	<p>【予防接種システム】</p> <p>札幌市では、感染症の発生及びまん延防止のため、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種の実施に関する事務、給付の支給に関する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の10の項、93の2の項により個人番号を利用することができるのは、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。</p> <p>ついで、特定個人情報ファイルを主務省令で定める以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 予防接種の実施に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種履歴の管理・保管等に係る業務 ・ 医療機関等での予防接種の実施に係る業務 ・ 実施医療機関への委託料の支払いに係る業務 ・ 対象者への接種勧奨に係る業務 <p>② 健康被害による給付の支給に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種を受けた者が疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合の健康被害を受けた者への給付の支給に係る業務 <p>《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)》</p> <p>特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号)の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。</p> <p>※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年4月18日特定個人情報保護委員会規則第1号)第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。</p> <p>【ワクチン接種記録システム(VRS)】</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・ 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・ 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③対象人数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[30万人以上]</p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p> <p>5) 30万人以上</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	予防接種システム
②システムの機能	<p>予防接種法及び特措法による、予防接種履歴の管理等を行うシステムであり、次の機能を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種情報(接種日や接種回数等)の記録・保管等 ・予防接種履歴等の照会 ・予防接種済証や予防接種依頼書等の発行 ・予防接種の接種勧奨に係る対象者抽出 ・統計出力機能
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (システム基盤(団体内統合宛名、個人基本))</p>

システム2

①システムの名称	システム基盤(団体内統合宛名)
②システムの機能	<p>団体内統合宛名番号(以下、「宛名番号」という)(※1)・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。</p> <p>1 宛名番号の登録・管理 宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連付けを行う。</p> <p>2 符号(※2)取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号取得が完了しているかの状況管理を行う。</p> <p>3 宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした宛名番号検索を行う。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p> <p>6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。</p> <p>※1 (団体内統合)宛名番号…各システムで扱われる情報が「誰」の情報であるかを特定するために、各地方公共団体等間で共通して用いる番号。宛名番号は、各地方公共団体等の各業務システム(社会保障システム、地方税システム等)において、社会保障関係情報、地方税関係情報等と紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。</p> <p>※2 符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (予防接種システム、システム基盤(市中間サーバー、個人基本))</p>

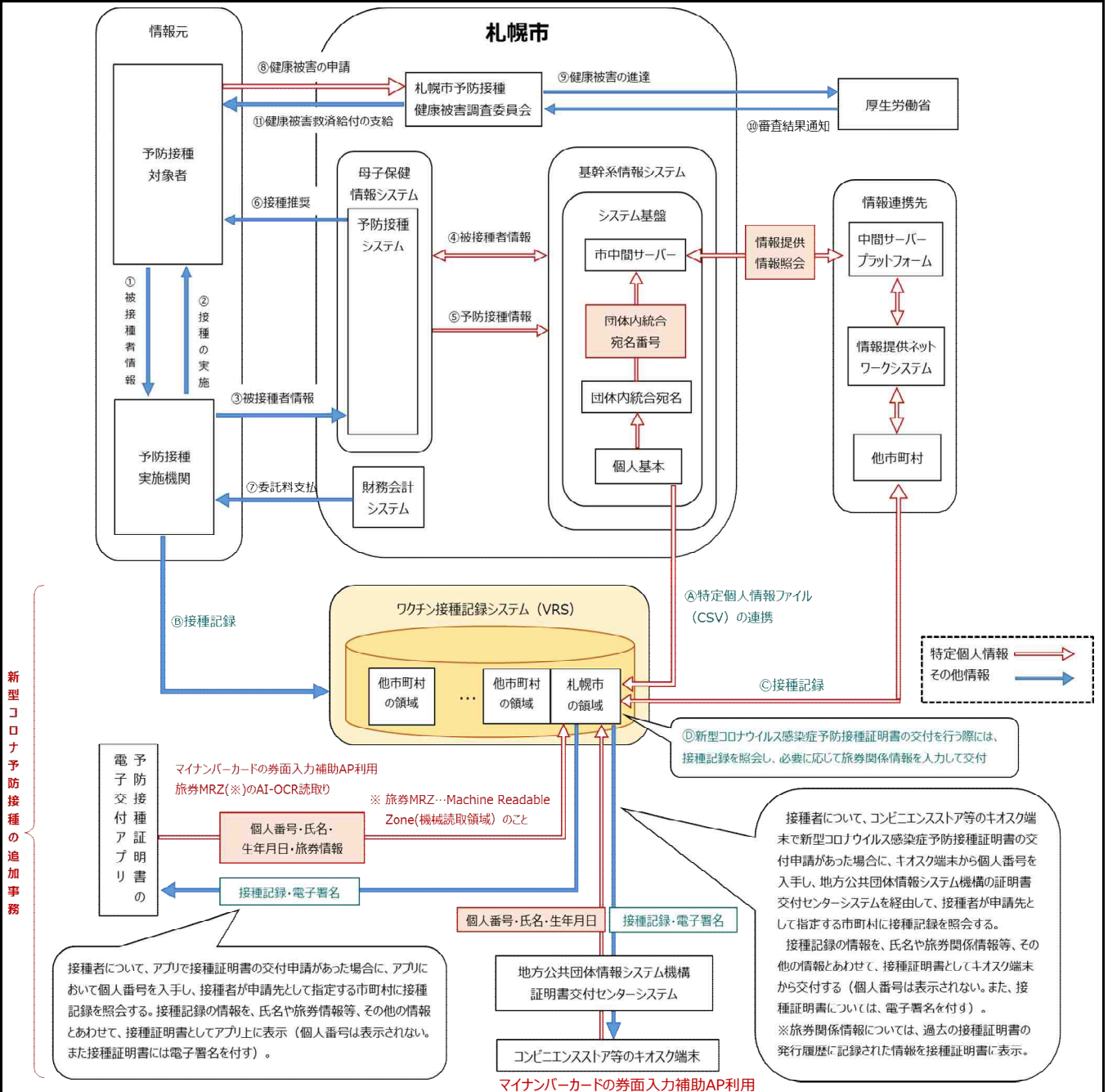
システム3	
①システムの名称	システム基盤(個人基本)
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。</p> <p>1 既存住基システムと住民基本台帳ファイルの利用承認を受けたシステム間のデータ連携 既存住基システムのデータを受領し、必要な項目のみに再編成したうえで、住民基本台帳ファイルの利用承認を受けているシステムに送信する。</p> <p>2 住民記録の異動情報の連携 既存住基システムから受領したデータ(※3)を、要求に応じて、随時(リアルタイムで)システム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ送信する。 ※3 当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容に再編成して送信する。</p> <p>3 システム基盤(市中間サーバー)への情報送信 世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ送信する。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (予防接種システム、システム基盤(市中間サーバー、団体内統合宛名)、庁内各業務システム)</p>
システム4	
①システムの名称	システム基盤(市中間サーバー)
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォームと庁内各業務システムの間立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える影響を吸収する。また、フォーマット変換やコード変換など、各システムでそれぞれに開発すると非効率になってしまう機能を集約する。</p> <p>1 サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームに対して、符号取得、情報転送、情報照会に関する連携を行う。</p> <p>2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合及び庁内各業務システムへの連携を行う場合に、それぞれが受け取れるデータのフォーマットやコードへ変換を行う。</p> <p>3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、宛名番号が必要となるため、宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、庁内各業務システムで管理している番号へ変換するために、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。</p> <p>4 庁内各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームに対して、情報転送、情報照会等に係る要求を行い、その結果を庁内各業務システムに返す。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名、個人基本)、庁内各業務システム)</p>

システム5	
①システムの名称	中間サーバー・プラットフォーム
②システムの機能	<p>国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバー及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをする。また、符号の取得並びに特定個人情報の照会及び提供の機能を有する。</p> <p>1 符号管理 符号と宛名番号とを紐付け、その情報の保管及び管理を行う。</p> <p>2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う。</p> <p>3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。</p> <p>4 既存システムとの接続 システム基盤(市中間サーバー)と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。</p> <p>5 情報提供等記録の管理 特定個人情報の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理 特定個人情報を副本として、保持及び管理を行う。</p> <p>7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム(※4))と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。</p> <p>※4 インターフェイスシステム…情報照会者及び情報提供者とコアシステム(※5)を接続するシステム ※5 コアシステム…符号の生成、情報連携の媒介及び情報提供記録の管理の3つの機能を持つシステムの総称</p> <p>8 セキュリティ管理 (1) 特定個人情報の暗号化及び復号を行う。 (2) 送信するデータに対して署名(そのファイルの正当性を示すデータ)を付与する。 (3) 受信したデータ等に付与されている署名の検証を行う。 (4) データの暗号化及び復号に必要となるデータ暗号化鍵の管理を行う。 (5) 情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報(システムを利用するためにあらかじめ登録が必要な基本的な情報)の管理を行う。</p> <p>9 職員認証及び権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証、職員に付与した権限に基づく各種機能及び特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (システム基盤(市中間サーバー))</p>

システム6	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	<p>国のシステムであり、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるもので、次の機能を有する。</p> <p>1 本人確認情報検索 端末に入力した4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>2 機構(※6)への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>※6 機構…地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)に基づく地方共同法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク(LGWAN)の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。</p> <p>3 本人確認情報整合 本人確認情報の内容について、都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している本人確認情報と、機構が全国サーバーにおいて保有している本人確認情報とが整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム7	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務のために、国が開発したシステムであり、以下の機能を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の特定及び個人の宛名の突合の正確性を向上させ、予防接種率の向上に向けた施策の実施に資するため。 ・情報提供ネットワークを用いた他の地方公共団体等との情報連携に対応するため。 ・本人確認情報を入手することで、予防接種手続の添付書類を省略できるなど、住民の負担軽減及び事務の効率化が図れるため。
②実現が期待されるメリット	番号制度の導入により、予防接種履歴に関する情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができることで正確かつ効率的に予防接種対象者等の情報を把握することが可能となり、適切な接種勧奨が可能になる等、接種率の向上ひいては感染症の発生及びまん延の防止につながる事が期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条、第67条の2 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年条例第42号。以下「利用条例」という。)第4条第2項 番号法第19条第6号(委託先への提供) 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種」又は「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種」が含まれる項(16-2、16-3及び115-2の項) (別表第二における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「予防接種法による予防接種」又は「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種」が含まれる項(16-2、17、18、19及び115-2の項)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課／札幌市保健福祉局医療対策室調整担当課
②所属長の役職名	感染症総合対策課長／調整担当課長
8. 他の評価実施機関	
-	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- <予防接種の実施に関する事務>**
- ① 本人確認の上、氏名・生年月日・住所等の個人情報を取得する(個人番号は含まない)。
 - ② 予防接種実施医療機関又は各区保健センターは、対象者を確認の上、予防接種を実施する。
 - ③ ①の被接種者情報及び接種した予防接種の種類や接種日等の予防接種情報を送付する。
 - ④ 被接種者の氏名・生年月日・住所と、住基情報を突合して個人を特定し、個人番号の紐付けを行う。
 - ⑤ 予防接種情報(副本)をシステム基盤に登録する。
 - ⑥ 予防接種対象者に接種勧奨を行う。
 - ⑦ 予防接種実施医療機関へ委託料を支払う。
- <予防接種法による給付の支給に関する事務>**
- ⑧ 予防接種後に健康被害があった場合に、被接種者から給付の申請を受ける(個人番号を含む)。
 - ⑨ 札幌市予防接種健康被害調査委員会で申請内容を調査後、厚生労働省に書類を送付する。
 - ⑩ 厚生労働省で申請内容の審査が行われ、審査結果を紙で受取する。
 - ⑪ 厚生労働省から健康被害の認定がされた場合には、給付の支給を行う。
- <新型コロナワクチン予防接種の事務>**
- A 特定個人情報ファイル(CSV)をVRSに登録する。
 - B 予診票の予防接種情報をVRSに登録する。
 - C 他市町村からの照会に応じて接種情報を提供する。また、他市町村へ照会して接種情報を取得する。
 - D 接種者から接種証明書の交付申請があった場合、接種記録を照会する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種の被接種者及び接種対象者
その必要性	正確かつ適正な予防接種履歴の管理保管を行うに当たり、上記の範囲全てを対象にする必要がある。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1 識別情報: 対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報: 対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 健康・医療関係情報: 予防接種履歴管理及び勧奨を適正に行うために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年11月1日
⑥事務担当部署	札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課／札幌市保健福祉局医療対策室調整担当課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (各区の戸籍住民課、各市税事務所の市民税課、保健福祉局保険医療部保険企画課、保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構その他公的給付等の支払者) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	
③入手の時期・頻度	1 識別情報: 随時(変更時等) 2 連絡先等情報: 随時(変更時等) 3 業務関係情報 ・健康・医療関係情報: 随時(予防接種実施時点) ・地方税関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、年金関係情報: 随時(健康被害に係る給付の申請時点) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・札幌市への転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	
④入手に係る妥当性	・予防接種履歴の管理を適正に行うために、予防接種の実施に係る情報収集を行う必要がある。 ・健康被害に係る給付を適正に行うために、保険給付の支給及び障害基礎年金の支給等に係る情報が必要である。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・札幌市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・札幌市からの転出者について、転出先市区町村へ札幌市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	
⑤本人への明示	予防接種関係法令及び番号法別表第一の10の項、93の2の項に規定されている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	
⑥使用目的 ※	行政運営の効率化と適正な予防接種に関する事務を行うため。	
	変更の妥当性 -	
⑦使用の主体	使用部署 ※	札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課、医療対策室調整担当課、各区役所保健福祉部健康・子ども課
	使用者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 1) 10人未満 <input type="checkbox"/> 2) 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 3) 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 4) 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 5) 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※	<p>1 予防接種対象者管理に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種実施医療機関を經由して収集した被接種者の氏名、生年月日、住所等から住民基本台帳等にて個人を特定し、接種履歴等を管理する。 ・接種率等の統計を作成する。 <p>2 予防接種勧奨等、接種率の向上に向けた施策に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳から対象者を抽出して、接種勧奨等を実施する。 <p>3 健康被害救済給付認定の申請があった際の資格確認及び給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種による健康被害が生じた場合、予防接種履歴情報等を確認の上、申請の手続を行う。厚生労働省により健康被害が認定された場合には、給付に係る手続を行う。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・札幌市からの転出者について、転出先市区町村へ札幌市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 	
	情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種実施医療機関を經由して収集した被接種者の氏名、生年月日、住所等から住民基本台帳等にて個人を特定する。 ・内部識別番号である宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 ・個人番号カード等により、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <p>札幌市からの転出者について、札幌市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、札幌市の接種記録と突合する。</p>
	情報の統計分析 ※	特定の個人を識別することができるような情報を用いた統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	-
⑨使用開始日	平成28年11月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input checked="" type="checkbox"/> 委託しない <small><選択肢></small> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	母子保健情報システム保守業務	
①委託内容	予防接種システムを含む母子保健情報システムの円滑な運用を行うことを目的として、システムソフトウェア及びハードウェアの運用支援・障害対応を行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <small><選択肢></small> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の範囲 ※	<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	その妥当性	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 予防接種システムを含む母子保健情報システムの安定した稼働のため、システムにて管理する特定個人情報ファイル全体に対して保守・点検を実施する必要がある。
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 <input checked="" type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <small><選択肢></small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (個人情報取扱を許可している事務室内でのシステム操作)	
⑤委託先名の確認方法	札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。	
⑥委託先名	日本コンピューター株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <input checked="" type="checkbox"/> 再委託しない <small><選択肢></small> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制を判断し許諾する。
	⑨再委託事項	<ul style="list-style-type: none"> ・運用・保守管理プロセス基準書に基づく作業 ・運用・保守メニューに基づく作業及び軽微な改修作業

委託事項2		ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等の業務
①委託内容		ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 (LGWAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書)電子交付機能) <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑤委託先名の確認方法		下記「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。
⑥委託先名		株式会社ミラボ
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二第16項の2、16項の3、115の2の項
②提供先における用途	予防接種法及び特措法による予防接種の実施に関する事務であって、主務省令で定めるもの
③提供する情報	予防接種履歴
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先2	市区町村長
①法令上の根拠	番号法 第19条第16号
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))
⑦時期・頻度	札幌市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p><札幌市における措置> 1 入室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他市区町村の領域からは論理的に区分された札幌市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p>
<p>②保管期間</p>	<p>期間</p> <p>[20年以上]</p> <p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> <p>その妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法施行令第6条の2において、少なくとも5年保管しなければならないと定められている。 ・予防接種と副反応の因果関係について、接種後長い期間を経てから判明することもあり得ること等から、予防接種履歴の長期保存が必要となる。
<p>③消去方法</p>	<p><札幌市における措置> 1 一定の保管期間が経過した後の特定個人情報は、本市の指示に基づき母子保健情報システムの保守・運用を行う事業者において、消去する。 2 一定の保管期間を経過した紙書類については、シュレッダーで完全に裁断する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。</p> <p>※クラウドサービスは、IaaS(システムの稼働に必要な機材やネットワークなどのインフラのみをサービスとして利用する形態)を利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p>

7. 備考

-

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

住民基本台帳	個人番号	市町村番号	郵便番号
	整理番号	続柄1	最新異動日
	カナ氏名	続柄2	住民異動区分
	漢字氏名	続柄3	住民異動日
	生年月日	続柄4	転入前住所
	性別	取消区分	転入前方書
	町番号	行政区番号	転入後住所
	番地	住登外区分	転出後方書
	枝番	外国人フラグ	集配局
	小枝	外国人本名カナ	世帯主カナ氏名
	住所	外国人本名	世帯主漢字氏名
	方書	住民となった日	最新異動届出日
	世帯番号	住民でなくなった日	連携処理日
	最新異動区分		

予防接種	整理番号	登録日	発送日
	接種名称区分	接種医療機関番号	接種補足区分
	期回数区分	接種医療機関番号その他	ワクチンメーカー区分
	予防接種	接種区分	備考
	年度	Lot番号	登録支所区分
	事業予定連番	接種量	抽出キー
	接種日	印刷区分	抽出時居住区
	接種種別区分	印刷日	請求年月

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

- ・個人番号
- ・宛名番号
- ・自治体コード
- ・接種券番号
- ・属性情報(氏名、生年月日、性別)
- ・接種状況(実施/未実施)
- ・接種回
- ・接種日
- ・ワクチンメーカー
- ・Lot番号
- ・ワクチン種類(※)
- ・製品名(※)
- ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
- ・証明書ID(※)
- ・証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

予防接種情報ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1： 目的外の入手が行われるリスク

<p>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p>	<p>1 窓口対応では、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 2 他の地方公共団体等から特定個人情報を含む情報を入手する際は、必要とされる対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①転入者本人からの個人番号の入手 札幌市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号の入手 札幌市からの転出者について、札幌市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 札幌市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、札幌市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>
---------------------------------	--

<p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p>	<p>1 必要な情報以外記載できない書類様式とする。 2 情報提供ネットワークシステムの連携によるデータも、必要な情報以外を入手できないフォーマットとする。</p> <p><ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>
------------------------------------	--

その他の措置の内容 -

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><予防接種システムにおける措置> 1 被接種者情報については、予防接種実施医療機関を経由して入手することから個人番号の記載欄は無く、不適切に個人番号を入手することはない。 2 システムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>・予防接種の実施については、予防接種実施医療機関において、健康保険証等の身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。</p> <p>・予防接種法による給付の支給に関する事務等について、窓口で個人番号を含む申請書等の受付を行う際は、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受け、登録済みの基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>1 入手の各段階で本人確認を行う。</p> <p>2 システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。</p> <p>3 業務に関係のない職員が特定個人情報を変更したりすることがないように、システムを利用できる職員を限定する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><予防接種システムにおける措置></p> <p>1 紙媒体(及び電子媒体)により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。</p> <p>2 システム保守委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止する。</p> <p>3 入手した基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)に基づき、システム基盤(個人基本)との連携により、住民基本台帳から個人番号を入手する際には、システム保守委託業者には個人番号の表示権限を与えないので、外部に漏れることはない。</p> <p>4 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとするので、外部に漏れることはない。</p> <p><システム基盤(団体内統合宛名)における措置> システム基盤(団体内統合宛名)は、中間サーバー・プラットフォームや各システムとの接続に専用回線を用いるため、外部に漏れることはない。</p> <p><住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> 住民基本台帳ネットワークシステムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。</p> <p><システム基盤(個人基本)における措置> システム基盤(個人基本)との接続に専用回線を用いるため、外部に漏れることはない。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。</p>	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<p>1 予防接種に関する事務に係る宛名情報は、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。</p> <p>2 予防接種に関する事務以外との情報連携を行うためには、札幌市情報公開・個人情報保護審議会による第三者点検など札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成16年条例第36号)に基づく手続を行わなければならない。</p> <p>3 システム基盤(個人基本)との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定する。</p> <p>4 システム基盤(団体内統合宛名)との連携は、番号制度に伴う、個人の特定に必要な範囲に限定する。</p>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>システム基盤(市中間サーバ)との連携は、番号制度に伴う、他の地方公共団体等との情報連携に必要な範囲に限定する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[特に入力している] <選択肢></p> <p>1) 特に入力している 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>システムを利用できる職員を限定し、個人に交付されるICカード及びPINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LGWAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、札幌市が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>1 発効管理</p> <p>① 職員ごとに必要最小限の権限が付与されるよう管理する。</p> <p>② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「Ⅱ. 2. ⑥事務担当部署」の所属長)及びシステム保守担当部門(保健福祉局保健所健康企画課)が指定する対象者及び権限について、システム担当者が設定を行う。</p> <p>2 失効管理</p> <p>人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門はシステム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、札幌市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。また、VRSに接続できるパソコンを業務に必要な最小限の台数に限定する。</p> <p>札幌市が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。</p> <p>複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際には速やかに把握している内容を更新する。</p>
アクセス権限の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>1 アクセス権限の付与者一覧を作成し、アクセス権限の変更がある都度、更新を行う。</p> <p>2 機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効手続きを行う。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、札幌市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。</p> <p>札幌市が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。</p>

特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。	
その他の措置の内容	1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないようシステム部門で管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、システム部門で制御している。 3 システム使用中以外は必ずログオフを行う。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・外部記憶媒体へのコピーを禁止している。また、外部記憶媒体利用制御システムにより外部記憶媒体が作動しないようにすることで、情報の不正な持ち出しを禁止している。 ・システム操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用することにに対する注意喚起を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 2 実施手順に業務主管部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルを、ワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようになっている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化又はパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。 ・管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<予防接種に関する事務に関係のない職員や来庁者等によるのぞき見のリスク> 1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 事務処理に必要な画面のハードコピーは取得しない。		
<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・札幌市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・札幌市からの転出者について、札幌市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	札幌市が規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているかあらかじめ確認して委託契約を締結している。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 札幌市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・特定個人情報を取り扱う従業者の名簿を提出させる。 ・電子計算機等のアクセス権限を設定し、アクセスできる従業者を限定させる。 ・サーバ室や事務室の入退室を従業者に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止している。また、端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・特定個人情報を取り扱う電子計算機等では、従業者の利用状況をアクセスログとして記録し、保管している。 ・システム操作記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、いつ・だれが・どのデータベースに・どのようなアクセスをしたかを把握できるようになっている。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 当該委託業務においては、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」又は「ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式契約書に関する覚書」を遵守するよう定めている。 (確認方法) これらの中で、第三者への提供の禁止を規定している。また、遵守内容について定期的に報告させている。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 当該委託業務においては、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」又は「ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式契約書に関する覚書」を遵守するよう定めている。 (確認方法) これらの中で、札幌市の指定する手段で特定個人情報等の受渡しや確認を行うことを規定している。また遵守内容について定期的に報告させている。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 当該委託業務においては、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」又は「ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式契約書に関する覚書」を遵守するよう定めている。 (確認方法) これらの中で、札幌市の指定する手段で消去し、その内容を記録した書面で報告することを規定している。	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	当該委託業務においては、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」又は「ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式契約書に関する覚書」を遵守するよう定めており、以下の事項を規定している。 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 3 特定個人情報の目的外利用の禁止 4 再委託における条件 5 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 6 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 7 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 8 従業者に対する監督及び教育並びに契約内容の遵守状況についての報告 9 必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	当該委託業務においては、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」又は「ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式契約書に関する覚書」を遵守するよう定めている。これらの中で、再委託するときは必ず札幌市の許諾を得ることと規定している。その際には、再委託先が札幌市の規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているかあらかじめ確認して許諾することと規定している。また、再委託先における特定個人情報等の取扱状況についても定期的に報告させている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 特定個人情報の提供・移転は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定する。 (確認方法) 個人番号利用事務監査を実施し、提供・移転が適切であるか確認している。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> ・他市区町村への個人番号の提供 札幌市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 札幌市からの転出者について、転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、札幌市において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 札幌市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 <p>具体的には、札幌市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。</p>	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>(「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」の項目全般については、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務以外を記載)</p> <p><札幌市における措置></p> <p>情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を有しており、目的外の入手が行われないように備えている。 2 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置></p> <p>情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっており、安全性を保っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっている。そのため、照会対象者の正確な特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤(市中間サーバ)を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行う。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい及び紛失のリスクに対応している(※7)。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ※7 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ② 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③ 中間サーバー・プラットフォーム事業者が運用、監視・障害対応等の業務をする際に、特定個人情報に係る業務へアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供の要求があった際には、情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックする機能が備わっている。 2 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認することで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供ネットワークシステムに情報を送信する際は、情報が暗号化される仕組みになっている。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 2 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置> 1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 ② 情報を提供・移転するファイルは、決められたファイル形式以外では情報を提供・移転できない仕組みになっている。 ③ システムが、入力内容や計算内容に誤りがないかチェックしている。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 札幌市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得た情報連携先とだけ連携できる仕組みになっている。 ② 誤った相手へ提供・移転しないよう、特定個人情報の提供・移転は管理されたネットワーク内で行う。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、誤った相手へ特定個人情報を提供するリスクに対応している。 2 情報提供データベースへ情報が登録される際には、決められた形式のファイルであるかをチェックする機能が備わっている。また情報提供データベースに登録された情報の内容は端末の画面で確認することができる。これらにより、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 3 情報提供データベース管理機能(※8)では、情報提供データベース内の副本データを既存業務システム内の正本データと照合するためのデータを出力する機能を有しており、提供する特定個人情報に誤りがないか確認することができる。 ※8 特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他のリスク①: 不正なアクセスがなされるリスク

＜札幌市における措置＞

情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成とすることにより、システムの仕組みとして、情報提供ネットワークシステム側から本市の各業務システムへのアクセスが不可能となるようにしている。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施される機能を有することにより、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止している。

その他のリスク②: 情報提供用符号が不正に用いられるリスク

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

システム上、情報連携時にのみ符号を用いる仕組みになっており、不正な名寄せが行われることのないよう、安全性を確保している。

その他のリスク③: 通信中の情報に対する不正なアクセスにより情報が漏えいするリスク

＜札幌市における措置＞

情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤(市中間サーバー)を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行うことにより、通信中の情報に不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

1 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。

2 中間サーバーと自治体等についてはVPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、自治体ごとに通信回線を分離することで、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。

3 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は暗号化されており、万が一通信中の情報に不正なアクセスがあったとしても容易に情報漏えいが起こらないよう対応している。

その他のリスク④: 情報提供データベースに保存される情報が漏えいするリスク

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

1 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方自治体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、他の地方自治体が管理する情報には一切アクセスできない仕組みとすることで、保存された情報が漏えいすることのないよう、安全性を確保している。

2 地方自治体のみが特定個人情報の管理を行う仕組みとし、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報にアクセスできないようにしているため、事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<札幌市における措置> 1 サーバ室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 2 事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器等を所持若しくは持出又は持込することがないように、警備員等により確認している。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	

<p>⑥技術的対策</p>	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>[特に力を入れて行っている] 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p style="text-align: center;">3) 十分に行っていない</p>
<p style="text-align: center;">具体的な対策の内容</p>	<p>＜札幌市における措置＞</p> <p>1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末及びサーバのハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。</p> <p>2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設することとしている。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルを更新する。</p> <p>3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチを適用する。</p> <p>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 <p>また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>

⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する市民の個人番号と同様に管理する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	保有する情報は異動があった場合に随時更新しており、更新していない場合は他の職員から判別可能であるなど複数人で確認できる体制にあることから、古い情報のまま保管されるリスクはない。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	1 予防接種関係法令に定められた保管年数を経過した情報は、データを調査した上で消去する。 2 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去又は物理的破砕等を行う。 3 帳票及び申告書等の廃棄時は、内容が判読できないよう、焼却又は裁断する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p><札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうか、自己点検票による確認を行う。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>
②監査	<p>[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p><札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 監査は全ての個人番号利用事務について実施する。 2 現地監査を定期的の実施する。 3 監査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p><札幌市における措置> 予防接種に関する事務に関わる職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間ごとに研修(個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。)を実施するとともに、その記録を残している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><札幌市における措置> 1 サーバー室は、必要時以外は常に施錠し、鍵は業務主管部門の所属長が管理している。また、入室できる者を制限することで不正な侵入を防止するとともに、入退室の記録を残す。 2 磁気ディスクやドキュメント類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置(ルーター・HUB)は施錠可能なラックに設置している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求について受け付ける。
特記事項	札幌市ホームページに請求先、請求手続、費用等についての案内を掲載している。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は無料。ただし写しの交付を希望する場合は、交付費用の実費 相当の負担が必要。納付方法は現金、納入通知書等による。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	予防接種情報ファイル(予防接種健康被害事務、予防接種健康調査、定期予防接種のお知らせに係る事務、予防接種事務(各区共通事務)、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)
公表場所	札幌市総務局行政部行政情報課
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階 札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課 〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目ばらと北一条ビル 8階 札幌市保健福祉局医療対策室調整担当課
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年5月9日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	-
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-2 システム2 ②システムの機能	<p>団体内統合宛名番号（以下、「宛名番号」という）（※1）・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。</p> <p>1 宛名番号の登録・管理 宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連付けを行う。</p> <p>2 符号（※2）取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号取得が完了しているかの状況管理を行う。</p> <p>3 宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした宛名番号検索を行う。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 システム基盤（団体内統合宛名）を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p> <p>6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。</p> <p>※1 （団体内統合）宛名番号…各システムで扱われる情報が「誰」の情報であるかを特定するために、各地方公共団体等間で共通して用いる番号。宛名番号は、各地方公共団体等の各業務システム（社会保障システム、地方税システム等）において、社会保障関係情報、地方税関係情報等と紐づけられている。国が提供する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接利用するのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。</p> <p>※2 符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号</p>	<p>団体内統合宛名番号（以下、「宛名番号」という）（※1）・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。</p> <p>1 宛名番号の登録・管理 宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連付けを行う。</p> <p>2 符号（※2）取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号取得が完了しているかの状況管理を行う。</p> <p>3 宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした宛名番号検索を行う。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 システム基盤（団体内統合宛名）を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p> <p>6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。</p> <p>※1 （団体内統合）宛名番号…各システムで扱われる情報が「誰」の情報であるかを特定するために、各地方公共団体等間で共通して用いる番号。宛名番号は、各地方公共団体等の各業務システム（社会保障システム、地方税システム等）において、社会保障関係情報、地方税関係情報等と紐づけられている。国が提供する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接利用するのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。</p> <p>※2 符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号</p>	事後	重要な変更にあたらぬ (句読点漏れの修正)
	I-2 システム3 ②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、<u>情報システム館</u>へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。</p> <p>1 既存住基システムと住民基本台帳ファイルの利用承認を受けたシステム間のデータ連携 既存住基システムのデータを受領し、必要な項目のみに再編成したうえで、住民基本台帳ファイルの利用承認を受けているシステムに送信する。</p> <p>2 住民記録の異動情報の連携 既存住基システムから受領したデータ（※3）を、要求に応じて、随時（リアルタイム）システム基盤（団体内統合宛名）や庁内各業務システムへ送信する。 ※3 当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容に再編成して送信する。</p> <p>3 システム基盤（市中間サーバー）への情報送信 世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤（市中間サーバー）へ送信する。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p>	<p>札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、<u>スマートシティ推進部</u>へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。</p> <p>1 既存住基システムと住民基本台帳ファイルの利用承認を受けたシステム間のデータ連携 既存住基システムのデータを受領し、必要な項目のみに再編成したうえで、住民基本台帳ファイルの利用承認を受けているシステムに送信する。</p> <p>2 住民記録の異動情報の連携 既存住基システムから受領したデータ（※3）を、要求に応じて、随時（リアルタイム）システム基盤（団体内統合宛名）や庁内各業務システムへ送信する。 ※3 当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容に再編成して送信する。</p> <p>3 システム基盤（市中間サーバー）への情報送信 世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤（市中間サーバー）へ送信する。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p>	事後	重要な変更にあたらぬ (機構名の変更)
	I-2 システム6 ③他システムとの接続	[] その他 (なし)	[] その他 ()	事後	重要な変更にあたらぬ (マイナンバー保護評価システムへの提出仕様との整合のための記載削除)
	I-2 システム7 ②システムの機能	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務のために、国が開発したシステムであり、以下の機能を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 接種対象者・接種券発行登録 接種記録の管理 転出/死亡時等のフラグ設定 他市区町村への接種記録の照会・提供 <p>新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務のために、国が開発したシステムであり、以下の機能を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 接種対象者・接種券発行登録 接種記録の管理 転出/死亡時等のフラグ設定 他市区町村への接種記録の照会・提供 <p>新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会</p> <p>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施</p> <p>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施</p>	事後	緊急時の事後評価の適用対象 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付及びコンビニ交付に係る重要な変更)
	I-5 法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第5号）第10条、第67条の2 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例（平成27年条例第42号。以下「利用条例」という。） 番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ） 番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	<p>番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第5号）第10条、第67条の2 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例（平成27年条例第42号。以下「利用条例」という。）第4条第2項 番号法第19条第16号(委託先への提供) 番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	事後	重要な変更にあたらぬ (条項の追加、条項順に沿った記載順の変更)
	(別添1) 事務の内容		<p>予防接種証明書の電磁交付アプリとコンビニエンスストア等のキオスク端末におけるフォロー-upの追加</p>	事後	緊急時の事後評価の適用対象 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付及びコンビニ交付に係る重要な変更)
	II-3 ②入手方法	<p>紙、電子記録媒体、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、 その他（ワクチン接種記録システム（VRS））</p>	<p>紙、電子記録媒体、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、 その他（ワクチン接種記録システム（VRS）） (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム</p>	事後	緊急時の事後評価の適用対象 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付及びコンビニ交付に係る重要な変更)

II-3 ③入手の時期・頻度	<p>1 識別情報：随時（変更時等） 2 連絡先等情報：随時（変更時等） 3 業務関係情報 ・健康・医療関係情報：随時（予防接種実施時点） ・地方税関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、年金関係情報：随時（健康被害に係る給付の申請時点）</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・札幌市への転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度（転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ） ・札幌市からの転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度</p>	<p>1 識別情報：随時（変更時等） 2 連絡先等情報：随時（変更時等） 3 業務関係情報 ・健康・医療関係情報：随時（予防接種実施時点） ・地方税関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、年金関係情報：随時（健康被害に係る給付の申請時点）</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・札幌市への転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・札幌市からの転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・転出先市区町村から接種記録の照会を受けるため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度</p>	事後	緊急時の事後評価の適用対象（VRSによる他市区町村への接種記録照会の運用変更に係る重要な変更）
II-3 ④入手に係る妥当性	<p>・予防接種履歴の管理を適正に行うために、予防接種の実施に係る情報収集を行う必要がある。 ・健康被害に係る給付を適正に行うために、保険給付の支給及び障害基礎年金の支給等に係る情報が必要である。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・札幌市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。（番号法第19条第16号） ・札幌市からの転出者について、転出先市区町村へ札幌市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。（番号法第19条第16号） ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。</p>	<p>・予防接種履歴の管理を適正に行うために、予防接種の実施に係る情報収集を行う必要がある。 ・健康被害に係る給付を適正に行うために、保険給付の支給及び障害基礎年金の支給等に係る情報が必要である。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・札幌市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。（番号法第19条第16号） ・札幌市からの転出者について、転出先市区町村へ札幌市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。（番号法第19条第16号） ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。</p>	事後	緊急時の事後評価の適用対象（VRSによる他市区町村への接種記録照会の運用変更に係る重要な変更）
II-3 ⑤本人への明示	<p>予防接種関係法令及び番号法別表第一の10の項、93の2の項に規定されている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。</p>	<p>予防接種関係法令及び番号法別表第一の10の項、93の2の項に規定されている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。</p>	事後	緊急時の事後評価の適用対象（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付及びコンビニエンスストアに交付に係る重要な変更）
II-3 ⑥使用方法	<p>1 予防接種対象者管理に関する事務 ・予防接種実施医療機関を経由して収集した被接種者の氏名、生年月日、住所等から住民基本台帳等にて個人を特定し、接種履歴等を管理する。 ・接種率等の統計を作成する。 2 予防接種動員等、接種率の向上に向けた施策に関する事務 ・住民基本台帳から対象者を抽出して、接種動員等を実施する。 3 健康被害救済給付認定の申請があった際の資格確認及び給付 ・予防接種による健康被害が生じた場合、予防接種履歴情報等を確認の上、申請の手続きを行う。厚生労働省により健康被害が認定された場合には、給付に係る手続きを行う。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・札幌市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・札幌市からの転出者について、転出先市区町村へ札幌市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</p>	<p>1 予防接種対象者管理に関する事務 ・予防接種実施医療機関を経由して収集した被接種者の氏名、生年月日、住所等から住民基本台帳等にて個人を特定し、接種履歴等を管理する。 ・接種率等の統計を作成する。 2 予防接種動員等、接種率の向上に向けた施策に関する事務 ・住民基本台帳から対象者を抽出して、接種動員等を実施する。 3 健康被害救済給付認定の申請があった際の資格確認及び給付 ・予防接種による健康被害が生じた場合、予防接種履歴情報等を確認の上、申請の手続きを行う。厚生労働省により健康被害が認定された場合には、給付に係る手続きを行う。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・札幌市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種率の発行のために特定個人情報を使用する。 ・札幌市からの転出者について、転出先市区町村へ札幌市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</p>	事後	緊急時の事後評価の適用対象（VRSによる他市区町村への接種記録照会の運用変更に係る重要な変更）
II-3 ⑥使用方法 情報の突合	<p>・予防接種実施医療機関を経由して収集した被接種者の氏名、生年月日、住所等から住民基本台帳等にて個人を特定する。 ・内部識別番号である宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 ・個人番号カード等により、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 札幌市からの転出者について、札幌市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、札幌市の接種記録と突合する。（転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当該処理を行う。）</p>	<p>・予防接種実施医療機関を経由して収集した被接種者の氏名、生年月日、住所等から住民基本台帳等にて個人を特定する。 ・内部識別番号である宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 ・個人番号カード等により、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 札幌市からの転出者について、札幌市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、札幌市の接種記録と突合する。</p>	事後	緊急時の事後評価の適用対象（VRSによる他市区町村への接種記録照会の運用変更に係る重要な変更）
II-4 委託事項 2	ワクチン接種記録システム（VRS）を用いた特定個人情報ファイルの管理等の業務	ワクチン接種記録システム（VRS）（ <u>新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニエンスストアに交付関連機能を含む。</u> ）を用いた特定個人情報ファイルの管理等の業務	事後	緊急時の事後評価の適用対象（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付及びコンビニエンスストアに交付に係る重要な変更）
II-4 委託事項 2 ①委託内容	ワクチン接種記録システム（VRS）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	ワクチン接種記録システム（VRS）（ <u>新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニエンスストアに交付関連機能を含む。</u> ）を用いた特定個人情報ファイルの管理等を行う。	事後	緊急時の事後評価の適用対象（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付及びコンビニエンスストアに交付に係る重要な変更）

<p>II-4 委託事項 2 ②取り扱いを委託する地特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性</p>	<p>ワクチン接種記録システム (VRS) を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。</p>	<p>ワクチン接種記録システム (VRS) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。) を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。</p>	<p>事後</p>	<p>緊急時の事後評価の適用対象 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付及びコンビニ交付に係る重要な変更)</p>
<p>II-4 委託事項 2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法</p>	<p>その他 (L-GWAN回線を用いた提供)</p>	<p>その他 (L-GWAN回線を用いた提供 (VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))</p>	<p>事後</p>	<p>緊急時の事後評価の適用対象 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付及びコンビニ交付に係る重要な変更)</p>
<p>II-6 ①保管場所</p>	<p><札幌市における措置> 1 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・他市区町村の領域からは論理的に区分された当市の領域に乱データのデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p>	<p><札幌市における措置> 1 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・他市区町村の領域からは論理的に区分された乱領域の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <u>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</u> <u>電子交付アプリ及び回線アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</u> <u>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</u> <u>証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</u></p>	<p>事後</p>	<p>緊急時の事後評価の適用対象 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付及びコンビニ交付に係る重要な変更)</p>
<p>別添 2</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報 (氏名、生年月日、性別) ・接種状況 (実施/未実施) ・接種回 (1回目/2回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類 (※) ・製品名 (※) ・旅券関係情報 (旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号) (※) ・証明書ID (※) ・証明書発行年月日 (※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報 (氏名、生年月日、性別) ・接種状況 (実施/未実施) ・接種回 ・接種日 ・ワクチンメーカー ・Lot番号 ・ワクチン種類 (※) ・製品名 (※) ・旅券関係情報 (旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号) (※) ・証明書ID (※) ・証明書発行年月日 (※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更にならない (追加接種の実施による回数削除、表記統一)</p>
<p>III-2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p>	<p>1 窓口対応では、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 2 他の地方公共団体等から特定個人情報を含む情報を入手する際は、必要とされる対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①転入者本人からの個人番号の入手 札幌市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 札幌市からの転出者について、札幌市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム (VRS) を通じて入手する。 ③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があり、証明事項の確認等のために個人番号が必要となる場合のみとする。さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>1 窓口対応では、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 2 他の地方公共団体等から特定個人情報を含む情報を入手する際は、必要とされる対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①転入者本人からの個人番号の入手 札幌市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手するとは、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号の入手 札幌市からの転出者について、札幌市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム (VRS) を通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 札幌市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、札幌市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム (VRS) を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 <u>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)</u> <u>交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り (券面事項入力補助AP) と暗証番号入力 (券面事項入力補助APの暗証番号) による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</u></p>	<p>事後</p>	<p>緊急時の事後評価の適用対象 (VRSによる他市区町村への接種記録照会の運用変更に係る重要な変更) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付及びコンビニ交付に係る重要な変更)</p>
<p>III-2 リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p>	<p>1 必要な情報以外記載できない書類様式とする。 2 情報提供ネットワークシステムの連携によるデータも、必要な情報以外を入手できないフォーマットとする。</p>	<p>1 必要な情報以外記載できない書類様式とする。 2 情報提供ネットワークシステムの連携によるデータも、必要な情報以外を入手できないフォーマットとする。 <ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を選択することで、交付申請者が必要な情報を送信してしまふリスクを防止する。</p>	<p>事後</p>	<p>緊急時の事後評価の適用対象 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付及びコンビニ交付に係る重要な変更)</p>

<p>III-2 リスク2 リスクに対する措置の内容</p>	<p><予防接種システムにおける措置> 1 被接種者情報については、予防接種実施医療機関を経由して入手することから個人番号の記載欄は無く、不適切に個人番号を入手することはない。 2 システムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報への入手ができないようにアクセス制御している。</p>	<p><予防接種システムにおける措置> 1 被接種者情報については、予防接種実施医療機関を経由して入手することから個人番号の記載欄は無く、不適切に個人番号を入手することはない。 2 システムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) <u>当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が入力されることを避ける。</u></p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) <u>証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とする。意図しない不適切な方法で特定個人情報が入力されることを避ける。</u></p>	<p>事後</p>	<p>緊急時の事後評価の適用対象 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付及びコンビニ交付に係る重要な変更)</p>
<p>III-2 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容</p>	<p>・予防接種の実施については、予防接種実施医療機関において、健康保険証等の身分証明書の提示を受けることにより、必ず本人確認を行う。 ・予防接種法による給付の支給に関する事務等について、窓口で個人番号を含む申請書の受付を行う際は、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることにより、必ず本人確認を行う。</p>	<p>・予防接種の実施については、予防接種実施医療機関において、健康保険証等の身分証明書の提示を受けることにより、必ず本人確認を行う。 ・予防接種法による給付の支給に関する事務等について、窓口で個人番号を含む申請書の受付を行う際は、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることにより、必ず本人確認を行う。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) <u>個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二重認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</u></p>	<p>事後</p>	<p>緊急時の事後評価の適用対象 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付及びコンビニ交付に係る重要な変更)</p>
<p>III-2 リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p>1 入手の各段階で本人確認を行う。 2 システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 3 業務に関係のない職員が特定個人情報を変更したりすることがないように、システムを利用できる職員を限定する。</p>	<p>1 入手の各段階で本人確認を行う。 2 システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 3 業務に関係のない職員が特定個人情報を変更したりすることがないように、システムを利用できる職員を限定する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) <u>券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</u> <u>券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。</u></p>	<p>事後</p>	<p>緊急時の事後評価の適用対象 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付及びコンビニ交付に係る重要な変更)</p>
<p>III-2 リスク4 リスクに対する措置の内容</p>	<p><予防接種システムにおける措置> 1 紙媒体(及び電子媒体)により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。 2 システム保守委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する事項を明記して、情報の漏えいを防止する。 3 入手した基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)に基づき、システム基盤(個人基本)との連携により、住民基本台帳から個人番号を入手する際には、システム保守委託業者には個人番号の表示権限を与えないので、外部に漏れることはない。 4 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとするので、外部に漏れることはない。</p> <p><システム基盤(団体内統合宛名)における措置> システム基盤(団体内統合宛名)は、中間サーバー・プラットフォームや各システムとの接続に専用回線を用いるため、外部に漏れることはない。</p> <p><住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> 住民基本台帳ネットワークシステムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。</p> <p><システム基盤(個人基本)における措置> システム基盤(個人基本)との接続に専用回線を用いるため、外部に漏れることはない。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</p>	<p><予防接種システムにおける措置> 1 紙媒体(及び電子媒体)により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。 2 システム保守委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する事項を明記して、情報の漏えいを防止する。 3 入手した基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)に基づき、システム基盤(個人基本)との連携により、住民基本台帳から個人番号を入手する際には、システム保守委託業者には個人番号の表示権限を与えないので、外部に漏れることはない。 4 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとするので、外部に漏れることはない。</p> <p><システム基盤(団体内統合宛名)における措置> システム基盤(団体内統合宛名)は、中間サーバー・プラットフォームや各システムとの接続に専用回線を用いるため、外部に漏れることはない。</p> <p><住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> 住民基本台帳ネットワークシステムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。</p> <p><システム基盤(個人基本)における措置> システム基盤(個人基本)との接続に専用回線を用いるため、外部に漏れることはない。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) <u>電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</u></p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) <u>キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。</u> <u>また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</u> <u>さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。</u></p>	<p>事後</p>	<p>緊急時の事後評価の適用対象 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付及びコンビニ交付に係る重要な変更)</p>

	<p>Ⅲ-3 リスク2 ユーザー認証の管理</p>	<p>システムを利用できる職員を限定し、個人に交付されるICカード及びPINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LGWAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>	<p>システムを利用できる職員を限定し、個人に交付されるICカード及びPINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LGWAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、札幌市が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。</p>	事後	<p>重要な変更当たらない (リスクを相当程度変動させない運用変更及び表記整理)</p>
	<p>Ⅲ-3 リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理</p>	<p>1 発効管理 ① 職員ごとに必要最小限の権限が付与されるよう管理する。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(Ⅱ-2、⑥事務担当部署)の所属長)及びシステム保守担当部門(保健福祉局保健健康企画課)が指定する対象者及び権限について、システム担当者が設定を行う。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門はシステム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。また、VRSに接続できるパソコンを1台に限定している。</p>	<p>1 発効管理 ① 職員ごとに必要最小限の権限が付与されるよう管理する。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(Ⅱ-2、⑥事務担当部署)の所属長)及びシステム保守担当部門(保健福祉局保健健康企画課)が指定する対象者及び権限について、システム担当者が設定を行う。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門はシステム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、札幌市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。また、VRSに接続できるパソコンを業務に必要最小限の台数に限定する。 札幌市が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際には速やかに把握している内容を更新する。</p>	事後	<p>重要な変更当たらない (リスクを相当程度変動させない運用変更)</p>
	<p>Ⅲ-3 リスク2 アクセス権限の管理</p>	<p>1 アクセス権限の付与者一覧を作成し、アクセス権限の変更がある都度、更新を行う。 2 機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効手続きを行う。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>	<p>1 アクセス権限の付与者一覧を作成し、アクセス権限の変更がある都度、更新を行う。 2 機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効手続きを行う。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、札幌市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 札幌市が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。</p>	事後	<p>重要な変更当たらない (リスクを相当程度変動させない運用変更)</p>
	<p>Ⅲ-3 リスク2 特定個人情報の使用の記録</p>	<p>システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。</p>	<p>システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。 ログは定期に及び必要に応じて随時確認する。</p>	事後	<p>重要な変更当たらない (表記整理)</p>
	<p>Ⅲ-3 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p><予防接種に関する事務に関係のない職員や来庁者等によるのぞき見のリスク> 1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 事務処理に必要な画面のハードコピーは取得しない。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・札幌市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・札幌市からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	<p><予防接種に関する事務に関係のない職員や来庁者等によるのぞき見のリスク> 1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 事務処理に必要な画面のハードコピーは取得しない。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・札幌市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・札幌市からの転出者について、札幌市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	事後	<p>緊急時の事後評価の適用対象 (VRSによる他市区町村への接種記録照会の運用変更に係る重要な変更)</p>
	<p>Ⅲ-4 情報保護管理体制の確認</p>	<p>札幌市が規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているからあらかじめ確認して委託契約を締結している。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 札幌市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</p>	<p>札幌市が規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているからあらかじめ確認して委託契約を締結している。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 札幌市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・委託契約中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置</p>	事後	<p>緊急時の事後評価の適用対象 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付及びコンビニ交付に係る重要な変更)</p>

<p>Ⅲ-5 リスク2 リスクに対する措置の内容</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 札幌市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入力するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置> ・他市区町村への個人番号の提供 札幌市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入力するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 札幌市からの転出者について、転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、札幌市において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p>	<p>事後</p>	<p>緊急時の事後評価の適用対象 (VRSによる他市区町村への接種記録照会の運用変更に係る重要な変更)</p>
<p>Ⅲ-5 リスク3 リスクに対する措置の内容</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 札幌市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入力するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受け取る市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 札幌市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入力するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受け取る市区町村で該当者がいない場合は、個人番号は保管されます、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。</p>	<p>事後</p>	<p>緊急時の事後評価の適用対象 (VRSによる他市区町村への接種記録照会の運用変更に係る重要な変更)</p>
<p>Ⅲ-5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークを通じて提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、札幌市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入力する際に、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、札幌市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入力するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更にあたらぬ(リスクを相当程度変動させない運用変更及び表記整理)</p>
<p>Ⅲ-6 リスク2 リスクに対する措置の内容</p>	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報提供ネットワークシステムは、特定個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっており、安全性を保っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっており、安全性を保っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更にあたらぬ(機密名の修正)</p>
<p>Ⅲ-7 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容</p>	<p><札幌市における措置> 1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末及びサーバのハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。 2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設することとしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルを更新する。 3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチを適用する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主として以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	<p><札幌市における措置> 1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末及びサーバのハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。 2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設することとしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルを更新する。 3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチを適用する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主として以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLG-WAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	<p>事後</p>	<p>緊急時の事後評価の適用対象 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付及びコンビニ交付に係る重要な変更)</p>

<p>IV-1 ②監査 ・具体的な内容</p>	<p><札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 監査は全ての個人番号利用事務について実施する。 2 現地監査を定期的に実施する。 3 監査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	<p><札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 監査は全ての個人番号利用事務について実施する。 2 現地監査を定期的に実施する。 3 監査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> <u>デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）</u>から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更に当たらない (機構改革に伴う記載変更)</p>
<p>IV-2 従事者に対する教育・啓発 ・具体的な方法</p>	<p><札幌市における措置> 予防接種に関する事務に関わる職員（会計年度任用職員等を含む。）に対して、初任時及び一定期間ごとに研修（個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。）を実施するとともに、その記録を残している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	<p><札幌市における措置> 予防接種に関する事務に関わる職員（会計年度任用職員等を含む。）に対して、初任時及び一定期間ごとに研修（個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。）を実施するとともに、その記録を残している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> <u>デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）</u>から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更に当たらない (機構改革に伴う記載変更)</p>
<p>IV-3</p>	<p><札幌市における措置> 1 サーバールームは、必要時以外は常に施錠し、鍵は業務主管理部門の所長が管理している。また、入室できる者を制限することで不正な侵入を防止するとともに、入室の記録を残す。 2 磁気ディスクやドキュメント類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置（ルータ・HUB）は施錠可能なラックに設置している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第7条（情報到達の責任分界点）、第8条（通信経路の責任分界点）、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	<p><札幌市における措置> 1 サーバールームは、必要時以外は常に施錠し、鍵は業務主管理部門の所長が管理している。また、入室できる者を制限することで不正な侵入を防止するとともに、入室の記録を残す。 2 磁気ディスクやドキュメント類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置（ルータ・HUB）は施錠可能なラックに設置している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> <u>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入室管理等）</u>、ITリテラシーの高い運用担当者による<u>セキュリティリスクの低減</u>、及び<u>技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</u></p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> <u>デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）</u>から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第7条（情報到達の責任分界点）、第8条（通信経路の責任分界点）、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更に当たらない (文言整理及び機構改革に伴う記載変更)</p>

予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書について
寄せられたご意見と本市の考え方

1 意見の募集期間

令和5年2月21日（火）～令和5年3月22日（水）

2 公表場所

(1) 市役所等での配布

ア 保健福祉局ワクチン接種担当部（ばらと北一条ビル 8階）

イ 市政刊行物コーナー（本庁舎2階）

ウ 各区役所総務企画課（広聴係）

エ 各まちづくりセンター

(2) 札幌市公式ホームページによる公開

http://www.city.sapporo.jp/shimin/koseki/mynumber/pia_iken.html

3 意見の受付方法

(1) 郵送

(2) 持参

(3) F A X

(4) 電子メール

4 意見数等

(1) 提出者数

0名

(2) 意見の受付方法

-

(3) 意見総数

0件